



土砂が流入した町国民保養センター



崩落した山王茶屋前橋



浸水した住宅地（矢巾1区など）



土砂が堆積した水路（矢次）

8月9日

矢巾町安全・安心の日

町は8月9日を「矢巾町安全・安心の日」と決めました。平成25年8月9日、町に大きな被害を与えた豪雨災害（写真）や近年、全国的に大規模災害が発生している状況を受けて、町に関係する全ての人が、改めて防災について考える日と位置付けます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、災害対策は新たな局面を迎えています。このような状況だからこそ「矢巾町安全・安心の日」の制定を機に、災害から身を守るため、自分で、地域で、町全体で、取り組めることを共に考えていきましょう。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、

災害対策は新たな局面を迎えています。

このような状況だからこそ「矢巾町安全・

安心の日」の制定を機に、災害から身を守

るため、自分で、地域で、町全体で、取り

組めることを共に考えていきましょう。

Jアラートによる情報伝達訓練を行います

町は地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達訓練を行います。

当日は、町内に複数ある屋外スピーカーと「やはラジオ」、ラヂオ・もりおかの放送から一斉に音声流れます。ご理解、ご協力をお願いします。

▼日時・放送内容 8月5日(水)午前11時ごろ～サイレン音「これはJアラートのテストです」

※放送内容は変更となる場合があります。

原爆記念日に屋外放送で鐘を鳴らします

町は原爆の犠牲者に哀悼の意を表し、世界の恒久平和を祈るため、広島・長崎に原爆が投下された8月6日(木)午前8時15分と8月9日(日)午前11時2分に、町内の屋外放送設備で鐘の音を鳴らします。

鐘の音に合わせて黙祷を捧げられるようお願いいたします。

■問い合わせ 役場総務課防災安全室 (☎ 611-2708)

国保・後期高齢者医療制度に加入中の方へ

医療費には**自己負担限度額**があり、申請により超過分が払い戻されます。下表で計算してみましょう。

▼**自己負担額の計算方法** ①月の1日~末日を1カ月として計算 ②病院、診療所ごとに計算。同じ医療機関

◆70歳未満の自己負担限度額

| 所得区分 | 自己負担限度額 | |
|-------------------|--------------------------------|----------|
| | (3回目まで) | (4回目~)※1 |
| 901万円超 | 252,600円 +(医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| 600万円超 901万円以下 | 167,400円 +(医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| 210万円超 600万円以下 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 ※2 | 35,400円 | 24,600円 |

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 同一世帯の世帯主とすべての被保険者が住民税非課税の世帯のことです。

◆所得の申告を忘れずに!

所得の申告がされていないと正しい区分を判定できません。**所得がない場合でも必ず申告しましょう。**

でも内科・歯科、入院・外来も別計算。(70歳以上の方は医療機関、内科と歯科の区別なく合算できます) ③保険対象外の診療、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象外。ただし、70歳未満の人は一医療機関で21,000円を超えたもののみ合算。

◆70歳以上の自己負担限度額

| 適用区分 | 外来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 課税所得 690万円以上 | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)※1 | |
| 課税所得 380万円以上 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)※1 | |
| 課税所得 145万円以上 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)※1 | |
| 課税所得 145万円未満 | 18,000円 (年間の上限144,000円) | 57,600円 (多数回 44,400円) ※1 |
| 住民税 非課税世帯 | | 24,600円 |
| 住民税 非課税世帯 (年金収入 80万円以下など) | 8,000円 | 15,000円 |

■問い合わせ 役場健康長寿課医療給付係(☎611-2823)

リチウムイオン電池の 取り扱いにご注意ください

リチウムイオン電池が内蔵された製品を捨てるときは、電池を取り外し、分別する必要があります。分別せずに捨てると、ごみ処理施設で火災などの事故が発生する危険性があります。

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターで、リチウムイオン電池が充電式の機器の中に取り残されたまま捨てられるケースが発生しています。全国的にリサイクル工場などで、リチウムイオン電池が原因の事故が多発しているため、適切なおみの分別にご協力ください。

なお、リチウムイオン電池が使用されている製品の中には、**再利用のために回収できる種類があります。**家電量販店のリサイクルボックスや役場の小型家電回



リチウムイオン電池の事故例

収ボックスなどで受け付けています。資源の有効活用のため、ご活用ください。

▼**注意が必要な製品** 携帯電話、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、加熱式タバコ機器など

▼**捨てる場合の分別方法** ①各製品の取扱説明書に従って内蔵電池を取り外す②電池をビニールテープなどで巻いて覆う③分別して廃棄

▼**問い合わせ** 役場町民環境課環境係(☎611-2506)、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター(☎697-3835)